



2026 年 8 月 27 日

各 位

会社名 ミガロホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中西 聖
(コード番号 5535、東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO 岩瀬 晃二
(TEL. 03-6302-3627)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、下記のとおり第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権及び第 8 回新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引受ける者に対して、公正価格にて、有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は、付与対象者に対する報酬としてではなく、個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループの業績向上、企業価値の増大及び株主重視の経営意識のためのインセンティブを与えることを目的として、当社取締役及び執行役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

割当対象の取締役及び執行役員との間で締結する割当契約書において、各職責に応じて、当社グループ中期ビジョンの一つである時価総額 1,000 億円（本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの連続する 3 か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づく時価総額が 1,000 億円を超えること）や一定の業績基準（当社グループの営業利益が、一定水準以上に到達することなど）を達成しない限り、新株予約権を行使できないものと規定いたします。具体的には、取締役向け第 8 回新株予約権については、①連結営業利益 70 億円以上の達成により割当個数の 35%を、②連結営業利益 70 億円以上の達成、かつ、時価総額 1,000 億円の達成によりさらに 65%を、それぞれ行使可能とし、執行役員向け第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権については、各執行役員の担当する事業領域に応じた業績基準（連結営業利益 40 億円以上及び時価総額 700 億円超の達成、又はデジタルインテグレーション事業に係る営業利益の一定水準への到達等）により段階的に行使可能とすることで、役職員の中長期的な企業価値向上へのコミットメントを確保する設計としております。

そのため、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 0.9%に相当いたしますが、取締役及び執行役員の中長期的なインセンティブに寄与し、当社グループの企業価値向上に資するものと考えられることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であり、本新株予約権の内容は相当なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要項

●第 6 回新株予約権

(1) 本新株予約権の割当を行う日

2026 年 9 月 30 日

(2) 本新株予約権の数と対象者

85,000 個

当社執行役員 1 名

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権 1 個につき 0.09 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の時点において、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した公正な評価額を参考に決定したものである。そのため、有利発行には該当しない。

(4) 本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。

なお、2026 年 8 月 27 日開催の本新株予約権発行に係る取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、決議日の前取引日である 2026 年 8 月 26 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 284 円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} \\ & & & & + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}} \\ & & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後から 2036 年 7 月 31 日までとする。

④ 本新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役、執行役員もしくは従業員を退任・退職する前に、当該新株予約権者の退任・退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
- iii 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の 100 個単位で行使するものとする。
- vi 新株予約権者は、割当対象の執行役員との間で締結する割当契約書において定める執行役員の担当する事業領域に応じた業績基準（デジタルインテグレーション事業に係る営業利益の一定水準への到達等）を達成した場合に、各条件に応じた個数を行使することができる。上記における営業利益の判定においては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該金額で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

⑤ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。
- ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 本新株予約権の取得条項

- i 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を本新株予約権 1 個につきその発行価額と同額で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

- ii 当社は、(4) ⑦ i の場合において、取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権 1 個につきその発行価額と同額で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。
- iii 新株予約権者が、権利行使をする前に、(4) ⑦ ii 及び iii に定める事由により、本新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を、本新株予約権 1 個につきその発行価額と同額で取得する。

⑧ 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記 iii に従って決定される新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使の条件

上記④に準じて決定する。

vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ix 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨ 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(6) 申込期日

2026年9月29日

(7) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年9月30日

●第7回新株予約権

(1) 本新株予約権の割当を行う日

2026年9月30日

(2) 本新株予約権の数と対象者

170,000個

当社執行役員 2名

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個につき0.14円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の時点において、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した公正な評価額を参考に決定したものである。そのため、有利発行には該当しない。

(4) 本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、2026年8月27日開催の本新株予約権発行に係る取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、決議日の前取引日である 2026 年 8 月 26 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 284 円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccc} & & \text{既発行} & & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} \\ & & \text{株式数} & + & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{ + \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{ + } \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{時価} \\ & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後から 2036 年 7 月 31 日までとする。

④ 本新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役、執行役員もしくは従業員を退任・退職する前に、当該新株予約権者の退任・退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
- iii 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の 100 個単位で行使するものとする。
- vi 新株予約権者は、割当対象の執行役員との間で締結する割当契約書において定める業績基準（連結営業利益 40 億円以上及び時価総額 700 億円超の達成等）を達成した場合に、各条件に応じた個数を行使することができる。

⑤ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 本新株予約権の取得条項

- i 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を本新株予約権1個につきその発行価額と同額で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ii 当社は、(4)⑦iの場合において、取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個につきその発行価額と同額で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。
- iii 新株予約権者が、権利行使をする前に、(4)⑦ii及びiiiに定める事由により、本新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を、本新株予約権1個につきその発行価額と同額で取得する。

⑧ 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記iiiに従って決定される新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使の条件

上記④に準じて決定する。

vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ix 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨ 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(6) 申込期日

2026 年 9 月 29 日

(7) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026 年 9 月 30 日

●第 8 回新株予約権

(1) 本新株予約権の割当を行う日

2026 年 9 月 30 日

(2) 本新株予約権の数と対象者

340,000 個

当社取締役 2 名

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権 1 個につき 1.28 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の時点におい

て、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した公正な評価額を参考に決定したものである。そのため、有利発行には該当しない。

(4) 本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。

なお、2026 年 8 月 27 日開催の本新株予約権発行に係る取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、決議日の前取引日である 2026 年 8 月 26 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 284 円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後から 2036 年 7 月 31 日までとする。

④ 本新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役、執行役員もしくは従業員を退任・退職する前に、当該新株予約権者の退任・退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
- iii 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の 100 個単位で行使するものとする。
- vi 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの連結会計年度の連結営業利益が 70 億円以上となった場合に割り当てられた本新株予約権の 35%に相当する個数を、本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの連結会計年度の連結営業利益が 70 億円以上となり、かつ、本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの連続する 3 か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づく時価総額が 1,000 億円を超えた場合にさらに 65%に相当する個数を、それぞれ行使することができる。

⑤ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。
- ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 本新株予約権の取得条項

- i 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を本新株予約権 1 個につきその発行価額と同額で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ii 当社は、(4) ⑦ i の場合において、取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権 1 個につきその発行価額と同額で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

- iii 新株予約権者が、権利行使をする前に、(4) ⑦ ii 及び iii に定める事由により、本新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を、本新株予約権 1 個につきその発行価額と同額で取得する。

⑧ 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記 iii に従って決定される新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使の条件

上記④に準じて決定する。

vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ix 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨ 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(6) 申込期日

2026年9月29日

(7) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年9月30日

以 上